

## 電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について

2026年（令和8年）2月16日

在ギリシャ日本国大使館

2026年（令和8年）2月24日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の発給対象を拡大します。以下の証明書をオンラインで申請する場合は、窓口にも一度も来館することなく証明書を受け取ることができます。

### 1. 当館における e-証明書の対象証明書

- ・ 在留証明
- ・ 出生証明
- ・ 婚姻（離婚）証明
- ・ 戸籍記載事項証明
- ・ 婚姻具備証明（形式1）

※これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取ることもできます。

※上記以外の証明書もオンライン申請は可能ですが、交付は窓口のみとなります。

### 2. e-証明書交付を受けるための条件

- (1) 「オンライン在留届（ORR ネット）」からオンライン申請を行うこと。
- (2) 手数料をクレジットカードによるオンライン決済で支払うこと。
- (3) 戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は、申請時に「[電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号）](#)」（市町村窓口やマイナポータル上で取得）を入力すること。

### 3. e-証明書申請・交付の手順

- (1) [当館ウェブサイト](#)で必要書類を確認
- (2) [ORR ネット](#)にログインし、「旅券・証明のオンライン申請を行う」から申請
- (3) 審査完了（オンライン納付案内）のメールを受信
- (4) クレジットカード決済専用サイト（ORR ネットの証明申請「申請状況一覧画面」からクレジットカード決済専用 URL をクリック）から、クレジットカード情報を登録
- (5) クレジットカードの有効性が確認でき次第、ORR ネットの証明申請「申請状況一覧画面」から e-証明書のダウンロードが可能

※手数料免除の証明の場合、ダウンロードが可能になった旨のメールが送付されます。

※ダウンロード有効期限は交付から3か月です。

#### 4. 注意事項

- ・ 証明書の提出先によっては、e-証明書またはその印刷物が受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出を求められる場合があります。e-証明書による交付をご希望の場合は、申請前に提出先にて e-証明書での対応が可能かどうかをご自身でご確認ください。
- ・ ギリシャ以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。
- ・ 書面で提出した在留届をオンラインに切り替える場合は、「オンライン在留届（ORR ネット）」から新たに在留届を提出し、当館へご連絡ください。書面で提出された在留届の提出日を、新たな在留届に転記します。

(参考)e-証明書の申請手順・詳細

- ・ [「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画](#)
- ・ [在外公館における電子化した証明書（e-証明書）の発給開始について](#)
- ・ [証明のオンライン申請・決済について](#)

問い合わせ先：

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

電話：210-670-9910, 9911

メール：consular@at.mofa.go.jp